平成２８年（フ）第９２８２号
東京都世田谷区三宿２丁目11―17―409
債務者　重松　真生
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２８９号
東京都小平市大沼町７丁目１－７―301
債務者　櫻井　鮎美
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９２９５号
東京都足立区江北３丁目22―10―201
債務者　本島　和男
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３０５号
東京都八王子市明神町４丁目18―３―202
債務者　親川　　寿
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３０６号
東京都北区赤羽台１丁目３－８―209
債務者　戸塚　啓徳
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３１４号
東京都台東区雷門２丁目７－６―603
債務者　本間　るみ
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３１６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字殿ケ谷803―19
債務者　中島由起子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３１７号
東京都葛飾区西新小岩１丁目１－１―207
債務者　黒子富美恵
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３１８号
東京都中野区本町２丁目41―15―206
債務者　石田　義秋
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３２１号
東京都江東区大島４丁目１－６―416
債務者　ヤマザキ　ヴェロニカ　ヴィクトリノ
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３２２号
東京都練馬区三原台３丁目６―22―101
債務者　宮本愛子こと　朴　　愛鮮
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３２４号
東京都中野区大和町３丁目12―11―201
債務者　吉田　　力
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３２６号
東京都墨田区東墨田２丁目27―８―607
債務者　武森　正行
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３２９号
東京都文京区白山５丁目１―16―303
債務者　癸生川良隆
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９３３１号
東京都江戸川区一之江７丁目34―６―702
債務者　藤原　容子
1　決定年月日時　平成28年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部